「Aさん裁判」は札幌高裁で「実質勝訴」！

北大学長は「離職証明書」の交付遅延を認め！　和解金を支払う！

第３　和解条項（下記の和解調書から抜粋、赤字部分は組合が補記）

１　被控訴人（北大）は，その責に帰すべき事由により、控訴人（Aさん）に対する離職証明書の交付を遅滞したことを認め、今後職員の離職に際し、離職証明書の交付その他雇用保険法上の手続きを適正に行うものとする。

２　被控訴人(北大)は、控訴人（Aさん）に対し、本件和解金として20万円の支払義務があることを認める。

第２　請求の表示

請求の趣旨及び原因（事案の概要）は，原判決（札幌地方裁判所平成２２年（ワ）第３２１７号事件）記載のとおりであるから，これを引用する。

第３　和解条項

１　被控訴人は，その責に帰すべき事由により，控訴人に対する離職証明書の交付を遅滞したことを認め，今後，職員の離職に際し，離職証明書の交付その他雇用保険法上の手続を適正に行うものとする。

２　被控訴人は，控訴人に対し，本件和解金として２０万円の支払義務があることを認める。

対し，前項の金員を平成２４年３月１６日限り，北洋
士　佐藤博文（ベンゴシ　サトウヒロフミ）」名義の
０１４８７６２）に振り込む方法により支払う。
は被控訴人の負担とする。
求を放棄する。
控訴人と被控訴人との間には，本和解条項に定める
債務がないことを相互に確認する。
書を通じて各自の負担とする。
裁判所書記官　石　村　好　広

受命裁判官認印

和　解　調　書

事件の表示	平成２３年(ネ)第３６３号
期日	平成２４年２月１７日 午後３時００分
場所	札幌高等裁判所第２民事部 和解室
受命裁判官	片　岡　　武
裁判所書記官	石　村　好　広
出頭した当事者等	控訴人
	同代理人　佐藤哲之，同佐藤博文
	同　中島　哲
	被控訴人代理人　藤田美津夫，同村本耕大

手続の要領等

当事者間に次のとおり和解成立

第１　当事者の表示

控訴人	
訴訟代理人弁護士	佐藤哲之，同佐藤博文
同	長野順一，同三浦桂子
同	安部真弥，同中島　哲
同	山田佳以，同香川志野
札幌市北区北８条西５丁目	
被控訴人	国立大学法人北海道大学
代表者学長	佐伯　浩
訴訟代理人弁護士	藤田美津夫
訴訟復代理人弁護士	村本耕大

平成24年2月24日札幌高等裁判所第2民事部
平成23年（ネ）第363号事件
「和解調書」

2012/2/28　北海道大学教職員組合
011-746-0967　内線　3994
http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/

北大教職員組合にご相談ください。